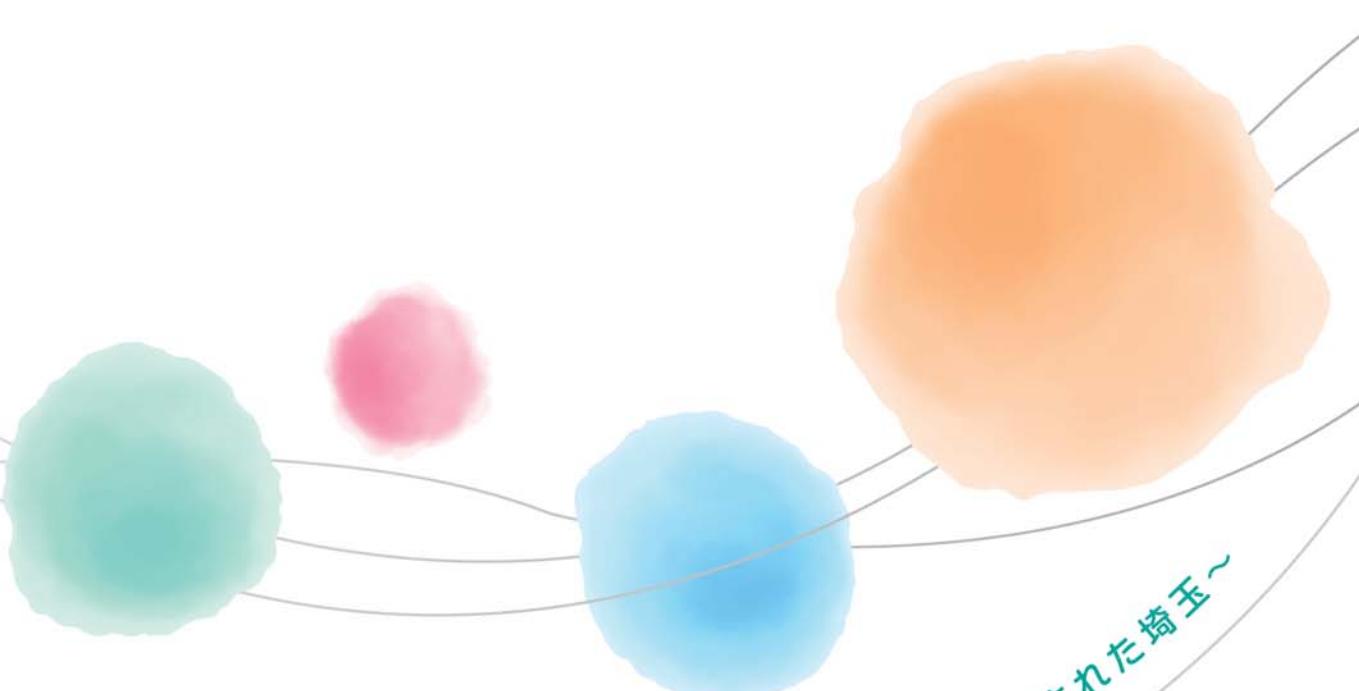


平成 29～33 年度

# 埼玉県男女共同参画 基本計画

概要版



計画の目標  
男女共同参画社会の実現  
～男女が共に個性と能力を発揮でき、人権が尊重された埼玉へ



## 計画の位置付け

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条及び埼玉県男女共同参画推進条例第12条に基づき、知事が策定する県の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) 女性活躍推進法第6条第1項に規定する県における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画です。  
なお、計画の基本目標Ⅱに係る部分について、女性活躍推進法第6条第1項に基づく「都道府県推進計画」として、位置付けます。
- (3) 男女共同参画をめぐる国連の動向や国の第4次男女共同参画基本計画を踏まえるとともに、本県の総合計画である埼玉県5か年計画との整合を図り、県の部門別計画として策定する計画です。
- (4) 県民からの意見や男女共同参画審議会からの答申を受け、県民、事業者、民間団体及び市町村などと連携して施策の推進に取り組むための計画です。



## 計画を推進するための基本的な視点

計画の目標である男女共同参画社会の実現に向けて、計画を推進するための4つの基本的な視点を設定します。

- (1) あらゆる分野で男女の人権を尊重する
- (2) 男女が社会の対等な構成員として、共に個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ活力のある社会をつくる
- (3) 男女が共に家庭・仕事・地域において調和のとれた生活を築く
- (4) 国際社会の取組の動向を踏まえ男女共同参画を推進する

## 埼玉県男女共同参画推進条例

この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために、全国に先駆けて平成12年3月に制定されました。

条例の基本理念は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度や慣行についての配慮」、「政策や方針の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と社会生活における活動の両立」、「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重」、「国際的協力」の6つです。

条文は、ホームページ等を御参照ください。

埼玉県 男女共同参画課

検索

## 基本目標 I あらゆる分野の意思決定に男女が共に参画する

### 施策の柱 1 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

#### <施策の基本的な方向>

- (1) 県における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- (2) 市町村、事業所・各種団体における政策方針決定過程への男女共同参画の促進
- (3) 積極的格差是正措置の具体化
- (4) 女性の人材に関する情報の収集・提供

推進指標

#### ●審議会などの委員に占める女性の割合

現状値 **38.2%** (平成27年度末) → 目標値 **40.0%** (平成33年度末)

#### ●委員に占める女性の比率が40～60%の審議会などの割合

現状値 **63.3%** (平成27年度末) → 目標値 **75.0%** (平成33年度末)

## 基本目標 II 経済社会における女性の活躍が更に広がる

### 施策の柱 2 埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの推進

#### <施策の基本的な方向>

- (1) 働きやすい環境の整備
- (2) 女性の就業・起業支援
- (3) 女性の活躍を応援する気運づくり



#### ●多様な働き方実践企業認定制度●

埼玉県では、仕事と子育て等の両立を支援するため、短時間勤務やフレックスタイムなど多様な働き方を実践することで、男女がともに生き生きと働き続けられる環境づくりを行っている企業等を認定しています。



詳細はホームページを御参照ください。

多様 サイト

検索

### 施策の柱 3 経済社会における男女共同参画の推進

#### <施策の基本的な方向>

- (1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進
- (2) ライフイベントに対応した柔軟な働き方に向けた支援

推進指標

#### ●女性（30～39歳）の就業率

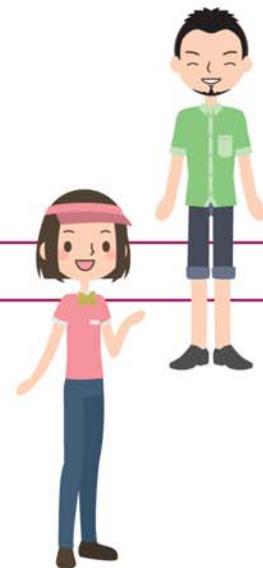
現状値 **61.1%** (平成22年) → 目標値 **69.5%** (平成32年)

## 基本目標Ⅲ 家庭や地域で男女が共にいきいきと参画する

### 施策の柱4 家庭における男女共同参画の推進

#### <施策の基本的な方向>

- (1) 家庭生活における男女共同参画の促進
- (2) 子育ての社会的支援
- (3) 介護の社会的支援
- (4) 家庭と仕事・地域活動の両立支援
- (5) 男性の家庭・子育て・介護・地域活動への参画の促進



### 施策の柱5 誰もが地域でいきいきと生活できる支援

#### <施策の基本的な方向>

- (1) 高齢者がいきいきと活躍し、安心して生活できる支援
- (2) 困難を抱えた女性などの自立支援
- (3) 障害者、外国人などの特別な配慮を必要とする人への支援
- (4) 地域活動における男女共同参画の推進
- (5) 男女共同参画に関する国際理解、国際交流・国際協力の推進

推進指標

#### ●保育所等待機児童数

現状値 **1,026人** (平成28年4月1日) → 目標値 **0人** (平成34年4月1日)

#### ●男性県職員の育児休業取得率

現状値 **12.2%** (平成27年度) → 目標値 **15.0%** (平成32年度末)

#### ●地域社会活動に参加している60歳以上の県民の割合

現状値 **43.8%** (平成27年度) → 目標値 **50.0%** (平成33年度)

## 基本目標Ⅳ 災害に強い地域を男女が共につくりあげる

### 施策の柱6 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

#### <施策の基本的な方向>

- (1) 防災分野における女性の参画拡大
- (2) 防災訓練や自主防災組織などでの男女共同参画の意識啓発
- (3) 男女共同参画の視点に立った地域防災計画や各種対応マニュアルなどの充実
- (4) 男女共同参画の視点に立った災害時の対応
- (5) 災害復興時における男女共同参画の促進



推進指標

#### ●自主防災組織の組織率

現状値 **87.7%** (平成26年度末) → 目標値 **96.0%** (平成33年度末)

## 基本目標 V 男女の固定的な性別役割分担や偏見をなくす

### 施策の柱 7 男女の固定的な役割分担意識の解消

#### <施策の基本的な方向>

- (1) 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進
- (2) 男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談・情報提供による支援
- (3) 男女共同参画の視点に立った自殺対策の推進
- (4) 男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供

推進指標

●固定的な性別役割分担に同感しない人（全体）の割合

現状値 **52.3%** (平成27年度) → 目標値 **60.0%** (平成33年度)

#### ●さいたま輝き荻野吟子賞●

埼玉県では、本県出身で日本で最初の公認女性医師となった「荻野吟子（おぎのぎんこ）」にちなみ、その不屈の精神を今に伝える先駆的な活動をしているなど、男女共同参画の推進に顕著な功績のあった個人や団体、事業所の方々に「さいたま輝き荻野吟子賞」を贈っています。

この表彰制度は、女性と男性が個性と能力を十分に發揮し、あらゆる分野に対等に参画することができる男女共同参画社会づくりを推進するとともに、埼玉の偉人である荻野吟子を顕彰するため、平成17年度から実施しています。



### 施策の柱 8 メディア・自治体の情報提供における男女共同参画の理解の促進

#### <施策の基本的な方向>

- (1) メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する自主的な取組への働きかけ
- (2) 男女の人権、とりわけ女性の人権を侵害する情報に対する県民意識の醸成
- (3) 人権を侵害するような性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年などの保護
- (4) 男女共同参画の視点に立った表現の推進

## 基本目標 VI 男女共同参画の意識をはぐくむ

### 施策の柱 9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

#### <施策の基本的な方向>

- (1) 男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進
- (2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進
- (3) 男女共同参画に向けた生涯学習の推進



推進指標

●「親の学習」講座の年間実施回数

現状値 **1,320回** (平成27年度) → 目標値 **1,700回** (平成30年度)

## 基|本|目|標 VII 女性に対するあらゆる暴力を根絶する

### 施策の柱 10 女性に対する暴力の防止と被害者支援

#### ＜施策の基本的な方向＞

- (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
- (2) 配偶者などからの暴力の防止及び被害者の保護・支援の推進
- (3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- (4) 性犯罪への対策の推進
- (5) 売買春への対策の推進
- (6) 人身取引対策の推進
- (7) ストーカー行為などへの対策の推進
- (8) 児童虐待、とりわけ性的虐待における児童に対する対策の推進

#### 女性の安全・安心ネットワーク

県内の行政・企業・大学等が相互に連携・協力して女性を狙った性犯罪等の撲滅を目指す官学民によるネットワーク

推進指標

#### ●配偶者暴力相談支援センター設置市町村数

現状値 **15市** (平成27年度) → 目標値 **29市** (平成33年度)

#### ●女性の安全・安心ネットワーク参加団体数

現状値 **0団体** (平成27年度) → 目標値 **100団体** (平成31年度)

#### 配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律により、都道府県に義務（市町村は努力義務）づけられているDV被害者救済のための拠点施設。センターでは次の業務を行う。  
①相談  
②医学的・心理学的な指導  
③一時保護  
④自立支援のための情報提供・援助  
⑤保護命令制度に関する情報提供・援助  
⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報の提供・援助

## 基|本|目|標 VIII 男女の異なる健康上の問題を踏まえ、生涯にわたる健康づくりを支援する

### 施策の柱 11 生涯を通じた女性の健康支援

#### ＜施策の基本的な方向＞

- (1) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての考え方の定着
- (2) 生涯を通じた女性の健康保持対策の推進、出産・妊娠等に対する健康支援
- (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進
- (4) 医療分野における女性の参画促進
- (5) 女性のスポーツ活動支援

#### 健康寿命

65歳に到達した人が健康で自立した生活を送ることができる期間（「要介護2」以上になるまでの期間）。

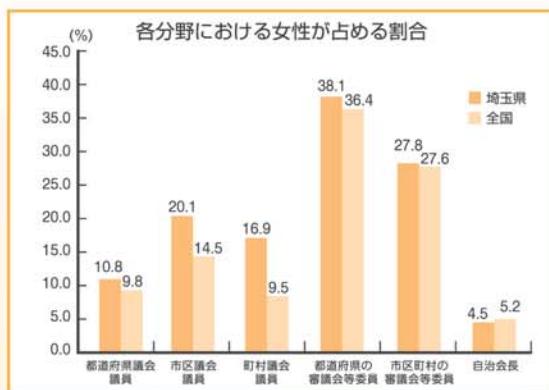
推進指標

#### ●健康寿命

現状値 男性 **16.96年**  
女性 **19.84年** (平成26年) → 目標値 男性 **17.63年**  
女性 **20.26年** (平成33年)

# 埼玉県の現状

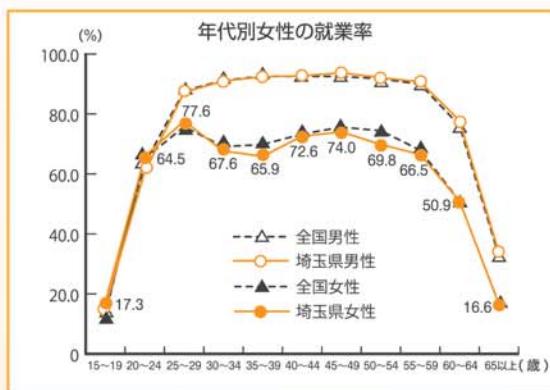
## 女性の参画は？



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(調査時点：平成28年4月1日現在)

都道府県議会議員、市区議会議員、町村議会議員、都道府県の審議会等委員、市区町村の審議会等委員は全国の割合より高くなっています。

## 女性の就業は？

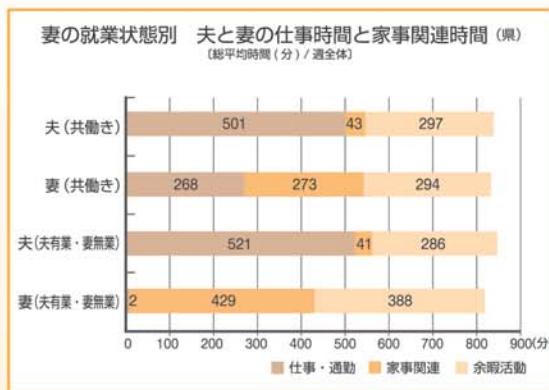


資料：総務省「国勢調査」平成27年（抽出速報集計）

埼玉県の女性の就業率を年代別にみると、出産、子育て期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆるM字カーブを描いています。

M字の底は、全国と比べ、低い状況にあります。

## 夫婦の生活時間は？



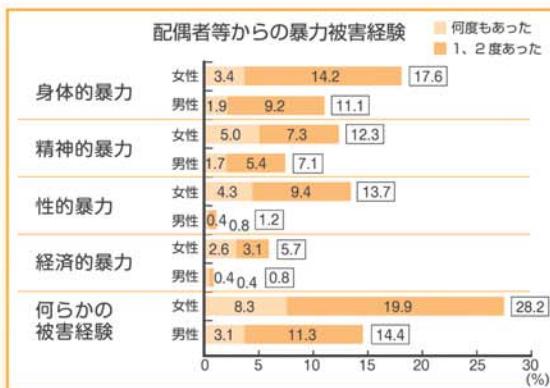
資料：総務省「社会生活基本調査」平成23年

共働き世帯の夫の家事関連時間は、夫が有業で妻が無業の世帯の夫の家事関連時間とほぼ同じとなっています。

また、男性は共働きであるか否かで生活実態はほぼ変わらないものの、女性は共働きの場合は仕事をしながら家事育児も担っています。

※「家事関連」は「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間

## 配偶者などからの暴力の被害経験は？



資料：県男女共同参画課「平成27年度男女共同参画に関する意識・実態調査」

配偶者などから受けた暴力では身体的暴力が最も多くなっています。配偶者などから被害を受けた経験があるという女性は10人のうち3人となっています。

また、すべての行為において、被害を経験した人の割合は、女性が男性を上回っています。



# 推進体制

## (1) 総合的な推進体制

- ・府内推進体制による全庁的な推進
- ・男女共同参画審議会の意見の反映
- ・男女共同参画苦情処理制度の定着と充実

## (2) 男女共同参画推進センター（With You さいたま）による 男女共同参画の推進

### With You さいたまの概要

埼玉県の男女共同参画社会づくりの総合拠点として、6つの柱を中心とした多様な事業展開をしています。

#### ① 学習・研修「学びたい」

男女共同参画への理解を深める講座・イベントの実施

#### ② 相談「自分自身のことを考えたい」

人間関係、家族、夫婦、DVなどの悩み

#### ③ 女性チャレンジ支援「働きたい」「自信を持ちたい」

女性のチャレンジやネットワークづくりの相談・支援

#### ④ 自主活動・交流支援「出会いたい」「つながりたい」

活動の支援や発表の場の提供

#### ⑤ 情報収集・提供「知りたい」

ライブラリーやホームページを通じての情報収集・提供

#### ⑥ 調査・研究「調べて生かす」

男女共同参画を推進するための調査・研究



JRさいたま新都心駅から徒歩5分  
JR北与野駅から徒歩6分  
さいたま市中央区新都心2-2  
TEL 048-601-3111

With You さいたま

検索

## (3) 市町村の推進体制の整備への支援と市町村との連携

## (4) 国・県民・事業者・民間団体との連携

## (5) 計画推進の基盤となる調査研究の実施と計画の進行管理

## 【問い合わせ】埼玉県県民生活部男女共同参画課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1  
TEL 048-830-2927 TEL 048-830-4755  
Email : a2920@pref.saitama.lg.jp



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」